

「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策ノ件」と大学振興委員会

永田英明

はじめに

昭和21年1月、東北帝国大学内の教授・助教授あてに「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策ノ件」と題された東北帝国大学総長名の一通の文書が送付された。文書には学内の教授・助教授より聴取した大学運営に関する多様な意見が12のテーマにわたって列挙されており、敗戦直後期における帝国大学教官の「大学」をめぐる意見・状況を知る手がかりとなる。戦中から戦後にかけての帝国大学の問題、その後の戦後大学改革とのかかわりなどを考える上で重要な資料である。

この文書については『東北大学百年史』¹でも簡単に概要が紹介されているが、この文書が、実際のところいったいどのような経緯で、どのような流れの中で作成されたのか、本稿では本文書の紹介を兼ねて、特に戦中期との関わりを意識しながら、この問題について考えてみたいと思う。

戦後初期の大学改革については、国政レベルでの動向について研究が進められる²一方で、個別大学での事例発掘の必要性が指摘されてもいる³。そのなかで東京工業大学や東京商科大学など官立単科大学での「先進的な」改革への動きが注目され、紹介研究が進められているが⁴、比較検討の視点からも帝国大学の場合についてはまた独自に事例の発掘検討を重ねる必要がある。本稿の検討は個別大学の資料の紹介をこえるものではないが、それでも十分に意義あると考え、とりあげる次第である。

一 文書の内容

本文書は、東北大学史料館所蔵の中村吉治文書、および鈴木廉三九文書の中に収められ伝存している⁵。B4版の藁半紙にガリ版刷りで袋綴じ14ページにわたり印刷されている。本文書は各教授、各助教授殿という宛所で発送された文書であり、中村吉治はこの文書が作成された当時は法文学部経済科教授、鈴木廉三九は工学部鉱山学科等で教授を務めていたので、それぞれ教授の一人としてこの文書を受信したものとみられる。なお東北大学史料館に移管公文書の中には該当する案件の文書は確認できず、公文書としては伝存していない可能性が高いと思われる。

文書の冒頭には、「標記ノ件（大学ノ今後ノ行方ニ就イテ）ニ関シ豫テヨリ各位ノ忌憚ナキ御意見ヲ徴シテ居リマシタガ今回之ヲ収録印刷ニ附シマシタカラ御参考マデ御送附致シマス」との送付状が付けられている。一方末尾には各

表1

理 学 部	54	13	
医 学 部	42	9	
工 学 部	41	8	
法 学 部	50	8	
金 研	30?	4	
農 研	8	1	
抗 研	8	0	
選 研	10	4	
科 研	11?	0	
空 研	1	0	
速 研	6	0	
通 研	10	1	
非 研	6	2	
計	277	50	14.45%

部局ごとの教官数と回答数とおもわれる数値が並べられている(表1)。これによれば277人中回答は50人で回答率は14.45%となっている。こうした数値が出されていることから見て、意見の照会はおそらく全教授・助教授に一斉におこなったものと思われ、書面で回答を求めたものと考えて良からう。

内容については表2にまとめたとおりである。①教育ト研究、②講座ニ就テ、③海外出張及内地留学、④大学ノ自治、⑤大学ノ施設ノ擴充、⑥行政機構ニ就テ、⑦部局長、教授、助教授ノ進退及身分、⑧教授、助教授ノ銓衡、⑨定年制ニ就テ、⑩大学ノ事務、⑪職員、学生ノ福利厚生、⑫其ノ他(学園ノ開放)の各項目について改善を要する点などが並べられている。各項目に挙げられている内容は必ずしも相互に整序されておらず、よって何らかの形で整理検討されたものではなく、文字通り教官の「各位ノ忌憚ナキ御意見」をそのまま(取捨選択はあると思われるが)列挙したものと思われる。意見聴取の段階での設問がどのようなものであったのかわからないが、大学の革新振興に関する意見といった大きな枠での照会に対する自由回答として寄せられたものを集計分類した可能性が考えられる。

すでに『百年史』が指摘するように意見の内容は多岐にわたりそのなかには現代に通じる課題も少なくない。ここでは各項目をこえた総体的な視点で意見の内容を眺めみたい。すると、教授・教官選考や講座のあり方にかかる問題が多く、こうした問題が当時「改革」すべき問題の中心として多くの東北帝大の教官層にとらえられていたことがわかる。まず教官身分にかかわる問題としては、「学問的活動ノ停止セル教授ノ退任」(⑦-4)、「学問的活動ノ停止セル教授ノ退任ヲ要求シウル方法ヲ作ルコト」(⑦-5)「教授ニシテ五年又ハ十年モ研究発表ナキモノハ学力ノ点ニ於テ危懼ナシトシナイ」(⑦-6)、「教授ガ何事ヲ研究セズトモ定年迄ハ安閑トシテソノ職ニアリ得ルハ誠ニ不可解」(⑨-2)といった、研究業績の良好でない教授の処遇を検討すべきという意見が比較的目立つ。対策として「教授ニ任命サルレバ十年位ニシテ兎ニ角一応総長又ハ大臣ニ必ズ辞表ヲ提出スルコト」(⑦-5)、「教授助教授中ニ再銓衡ヲ要スルモノ有無及氏名ヲ全学教授ノ無記名投票ニ問ヒ若シアラバ特別銓衡委員会ヲ設ケソノ決議ニヨッテ辞職ヲ勧告シ聴カズンバ辞職ヲ申請スルコト。」(⑦-1)、「教授ハ五十五歳ヲ以テ一度辞表ヲ出スコト教授助教授ノ投票ニヨリ其ノ後ノ勤務ヲ決定スルコト」(⑨-1)といった、在任中に事実上の業績評価などを行うなどの方法が記される一方「徒ニ教授ノ地位ヲ不安定ナラシムルガ如キ内規ヲ設クルハ、一流ノ人物ヲ喪失スルノ可能性ヲ大ナラシム」といった慎重意見も併記されている。

⑦には同時に「教授ト助教授トノ封建的ナ従属關係ヲ完全ニ打破シ一部教授ノ独裁主義ヲ排シ助教授ノ人格及研究上ノ独立性ヲ認メルヤウニスルコト」(⑦-8)といった助教授など若手教官の独立性や権限を尊重すべきという意見もあるが、これは⑥の項目にみえる「総長、学部長ノ選挙ニハ講師助教授(助手)ニモ選挙権ヲ與ヘルコト」、「助教授会ヲ設ケ、学部内助教授ノ自由活発ナル議論ヲ行ハシメ、而シテ両者ノ代表ノ連合会ヲ定期的ニ行フ」、「教授、助教授ノ区別ヲ全面的ニ廃スル様上局ト交渉実現」といった意見にも通じる。また教授助教授の銓衡の項では、適切な銓衡方法という観点からの意見が並べられているが、そこでは候補者を広く求めることともに、「銓衡委員ノ名ヲ一般ニ公表」「教授制度ヲ改メ成ルヘク大教室制トスルコト然ラザレバ学部内ニ銓衡委員会ヲ常置」といった、人事銓衡における当該講座教授の権限を制約しその透明化・公明化を図ることが提言されている。

表2 「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策ノ件」に収められた意見

※ゴシックは著者がつけた見出し

①教育ト研究	1	学術研究の自由／業績のあがらない教官の転出 学術ノ研究ハ絶対自由トスル、殊ニ「戦前」「戦後」「政党内閣」「学会先輩ノ学説」等浮動スルモノヲ超越シテ各時代ヲ一貫スル恒久ナル学術ヲ目標トスル、学術ノ研究ハ常ニ世界最高ノ水準ヲ目標トシ此ノ線ニ沿ヒ得サル教授、助教授ハ適所ニ転出セシメル。
	2	教育担当教官と研究担当教官の区別 教育ト研究トガ緊密ナ関係ヲ有シナガラモ別個ノ性質ヲモツモノデアル以上、教育本位ノ教授ト研究本位ノ教授トヲ区別スルコトガ学問ニ於テ教授ノ才能ヲ充分ニ發揮セシメルバカリデナク教授ノ対外的活動ニ対シテモ必要ニ応ジテ夫々ノ教授ヲ動員シテ能率的ナ結果ヲ期待スルコトガ出来ル。
	3	東北地方研究の重視 東北地方ノ研究ニ努力スルコトソレニハ人文科学方面ヲモ重視スヘキデアル。
	4	医師養成教育と医学者養成教育の区別（医学部） 医学部ニ於テハ将来臨床家トナルモノト学究ニナルモノト学生ヲ分ツコト。
	5	工学部の修業期間を四年制にする 工学部四年制ヲ実施シシ技術教育ヲ徹底ノコト。
	6	図書館における雑誌新聞の購入 図書館ハ兎角単行本ノ購入ノミヲカヲ注ギ雑誌新聞ハ疎略ニ取扱ハレテ居ル故後者ノ購入ニモ努力スルコト。
	7	研究資料の獲得につとめる 大学全体トシテ研究資料ノ獲得ニ積極的ニ乗り出スヘキデアル。今日日本再建ノ最モ重要ナル基礎ガ科学（人文ヲ含メテ）ノ振興ニアルコトヲ当局ヲシテ充分認識セシメカ、ル資料ノ優先的供給ヲ受クルハ勿論デアル
	8	他大学講義の自由聴講／ Semester 制の導入 学生ニ他ノ大学ノ講義モ自由ニキケル様ニスルコト此ノ為ニハ学期ヲ年二期ニ分ケ一期デ講義ヲキケルコト。
	9	他大学との交換教授制／研究心が鈍化した教授の淘汰 大学相互ノ親睦ヲ計リ且研究心ヲ刺戟セシムルタメ大学相互間ニ於テ交換教授ヲ繁クスヘキデアル。研究心ノ鈍化セル教授ハ交換教授ヲナス能力ヲ失ヒ自ラ淘汰セラルベシ。
②講座ニ就テ	1	米国・ロシア研究講座の新設／外国語教育の重視 敗戦ノ一大原因ハ根底ノ乏シキ日本主義ヲ鼓吹シテ海外ニ対シテ国民ノ目ヲトザシメ精神的鎖国主義ヲ実行シタルニアリ。米国講座、ロシア講座ヲ新設シ且ツ学生ノ外国語能力ヲ向上セシムル方途ヲ講ズルコト。
	2	大学独自の裁量で講座の設置改廃、教官配置を決定できるようにする 官制デハ教授ノ数ノミヲ定メ教授ノ担当スベキ講座大学内部ノ会議デ新設改廃ヲ自由ニスル様ニシ其ノ重要性ニ応ジテ講座ニ一名ノ教授トスルニモ限ラズ伸縮性ヲモタシメルコト
	3	大部門制の採用 各科或ハ科内ノ大部門制ヲ採用シ講座制ニ起因スル割拠主義ヲ打破スルト共ニ講座ニ掣肘サレナク研究ノ実施ヲ容易ニスル。
	4	教授の任用と連動した講座改廃 従来ノ講座制ヲ排シ教授本位トスルコト。適当ナ教授ガアツタ場合講座ヲ設ケ、教授ガ退職スレバ講座モ消滅スルコトトシ適当ナ後任者ガ見付カレバ更メテ講座ノ再開ヲ教授会ニ於テ審議スルコト
	5	講座教官配置の弾力的運用 各講座ノ編成一律的処置ヲ求ムルハ却テ不合理ナリ。学科ソノモノニ格別重要性ナク学生数モ極メテ小数ナル講座ニ教官数餘リニ大ニ失スルハ不公平且ツ不当ナリ。
	6	新制・旧制講座における経費格差の撤廃 新制と旧制トノ講座ノ経費ハ明ニ懸隔ガ甚シカツタコノ革新ノ好機ニハ全部新制並ニ改メ校費予算ハ全部別項目ニ之ヲ設ケル。
	7	不要講戦時中新設された不要講座の閉鎖 戦時中新設サレタ講座等ノ中不要ト目サル、ハ早く閉鎖スルコト。

③海外出張	1 教官海外出張の推進 教授、助教授、講師、助手ヲシテ新知識ヲ獲得スルト共ニ兼テ研究上ノ刺戟ヲ受ケシムルタメ海外出張ヲナサシムルコト。殊ニ従来等閑ニ付セラレテキタ米国留学ハ喫緊ノ必要アリ。
④大学ノ自治	1 大学教育方針に対する文部省の不干渉 文部大臣ハ単ニ教育行政ノミヲ監督シ大学ノ教育方針ニハ干渉セヌコト。 2 大学の文部省からの独立／大学職員の非官吏化 学問ノ研究・発表ト教育ノ自由ヲ得ルコト。其ノタメニハ大学ハ国家カラ一定ノ経費ヲ得ル以外ハ全く自治トシ文部省カラ独立シ職員モ官吏デナクナルヤウニスル。
⑤大学ノ施設ノ拡充	1 仙台市の大学都市化 我国ハ世界一ノ教育国トナリ且ツ最モ研究ノ進ム国トナルコトヲ理想トシテ進マネバナラヌ 国民ハ揃テ大学ノ発展ニ全力ヲ注ガネバナラヌコトヲ国民ノ常識ニ致シタイ。右ノ理想ヲ達スルタメニ仙台市ハ大学ノ街トナルコト、即チ例ヘバ二高ノ跡ニ法文学部ヲ置キ川内地区ニ工学部ヲ置キ、只今ノ片平丁ハ理学部ト金研ノミニスルガ如キデ北ハ伊勢堂山ノ研究所カラ南ハ長町ノ研究所ニ至ルマデ広範囲ニ大学ヲ分散シ之等各学部ト研究所ノ間ハ例ヘバ定期的ノバスデ交通ノ便ヲ計リ又仙台市民ノ大部分ハ直接或ハ間接ニ大学ニ関係ノアル職務ヲ持ツガ如クニ大学ヲ発展スル。 2 東北地方研究所の設置 東北地方研究所ヲ設ケテハ如何 3 農学部新設 農学部ノ新設 4 戦時施設の整理・転換 戦時中新設ノ諸施設ヲ整理シ新ナ施設ニ代ヘルコト 5 川内地区の大学への委譲 師団司令部跡ノ青葉城ヲ譲受ケ学園トスルコト 6 大学出版部の設置 大学出版所ヲ創設スルコト。 7 大学博物館の設置 大学博物館ヲ設置スルコト。 8 戦災教室の早期復興／非戦災教室からの物品供出 戦災教室ノ復興ヲ至急ニ計ルベキデアル。其ノ為メニハ非戦災教室ヨリ物品ノ供出ヲ行フノガ至当デアル。 9 研究所の財団組織化 研究所ノ改革（例ヘバ財団組織トスルコト）
⑥行政機構ニ就テ	1 講師助教授等への学内選挙権拡大 大学ノ選挙ニハナルベク多数者ニ選挙権ヲ與ヘルコト。総長、学部長ノ選挙ニハ講師助教授（助手）ニモ選挙権ヲ與ヘルコト現在ノ方法ニテハ若イ研究者ノ意向ハ全く反映シテキナイ。 2 総長・学部長任期の延長 今日当大学ニ於ケル総長二年、学部長一年ナルモ之ハ短キ様ナリ。総長四年、学部長二年ヲ可トス 3 評議会の廃止／全学教授会の正式決定機関化 評議会ヲ廃シ全学教授会ヲ以テ正式ノ決定機関トセヨ、理由ハ教授ハ大学ノ運営ニ関シ何人モ責任ヲ有スル筈デアルカラ総ベテ協議ニ参加スルベキ義務ガアル。又従来ノ評議員ハ老大家ノ集リニシテ年齢ニヨル消極性ハ争ハレナイ。 4 全職員及び学生による大学運営機関の設置 評議会事務局ニヨル大学ノ運営ヲ廃シ官職ニヨルラナイ、職員全般及学生代表ニヨル大学運営機関ヲ設ケルコト 5 学部長、学部教授会の権限強化 学部長、学部教授会ハ総長、評議会ノ中間的役割ヲナスノミデナク実行ノ権ヲ賦シシ決定事項ハ直チニ実行出来ル様ニシテ実行スル責任ヲ負ハシムルコト。 6 教授会における助教授・助手の発言権 教授会ニ助教授、助手ノ発言シウル制度ヲ作ルコト。

	7	助教授会の設置 教授会ト並行シテ之ト全ク独立ニ助教授会ヲ設ケ、学部内助教授ノ自由活発ナル議論ヲ行ハシメ、而シテ兩者ノ代表ノ連合会ヲ定期的ニ行フコト。
	8	教授・助教授区分の撤廃 教授、助教授ノ区別ヲ全面的ニ廃スル様上局ト交渉実現ノコト。
	9	帝大教授の一元化 大学教授ヲ特定大学ノ教授トセズ帝大教授トシテ隨時各大学ニ循環教授セシムルコトヲ研究スルコト。
	10	総長会議・各大学協議会等の開催 大学間ノ協力ヲ促進スルタメ総長会議ノ他各大学教授協議会ノ如キモノヲ隨時開催スル
⑦部局長教授助教授ノ進退及身分	1	総長・部局長の一斉辞職 総長学部長及評議員各部局長学友会各部長ハ辞職スルコト。
	2	教授助教授の再銓衡制度 教授助教授中ニ再銓衡ヲ要スルモノノ有無及氏名ヲ全学教授ノ無記名投票ニ問ヒ若シアラハ特別銓衡委員会ヲ設ケソノ決議ニヨッテ辞職ヲ勧告シ聴カズンバ辞職ヲ申請スルコト。
	3	公職不適格教授の退職 公人トシテ不適当ナ教授ヲ此ノ重大変換期ニ際シ退職セシメ教授陣容ヲ新ニシ新人ノ伸ビル機会ヲ大ニスルコト。右不適任教授ノ決定ハ学部又ハ教室ノ無記名投票ニヨリ其ノ票数ノ多イモノノ中カラ総長ハ学部長ト合議シ免職者ヲ決定スルコト。
	4	学問的活動停止教授の退任要求方法の検討 学問的活動ノ停止セル教授ノ退任ヲ要求シウル方法ヲ作ルコト。
	5	教授在職十年後の再審査制度 教授ニナルマテハ非常ニ勉強シ将来ヲ嘱望サレタ者ガ一度ソノ椅子ヲ得ルト安心シテソノマ、不勉強ニナル人ガ多イガ在来ノ有様ソレ故教授ニ任命サルレバ十年位ニシテ兎ニ角一応総長又ハ大臣ニ必ズ辞表ヲ提出スルコト、ソシテ更メテ考慮スルコト。
	6	研究発表なき教授の処遇 教授ニシテ五年又ハ十年モ研究発表ナキモノハ学力ノ点ニ於テ危懼ナシトシナイ。尤モ事務的ノ外ニ多忙ナル者ハ多少ノ考慮ノ余地アリ。
	7	教授地位の不安定化につながる内規制定への危惧 教授ノ銓衡ニハ萬全ヲ期スルハ勿論ナルモ徒ニ教授ノ地位ヲ不安定ナラシムルガ如キ内規ヲ設クルハ、一流ノ人物ヲ喪失スルノ可能性ヲ大ナラシム。
	8	助教授の独立性の確保 理科系学部ニ見ラレル教授ト助教授トノ封建的ナ従属關係ヲ完全ニ打破シ一部教授ノ独裁主義ヲ排シ助教授ノ人格及研究上ノ独立性ヲ認メルヤウニスルコト。
	9	官吏的身分の辞退 学者ハ官吏ニアラズ学者ニシテ勅任一等ナルコトヲ得々トスルモノアリ宜シク自主的ニカ、ル身分ヲ辞退スルコト。
⑧教授助教授ノ銓衡	1	教授助教授選考方法の公明化（銓衡委員名の公表、候補者の一般公募） 教授、助教授ノ銓衡方法ヲ民主的ニ公明ニスベシ即チ退職者アル時ハソノ銓衡委員ノ名ヲ一般ニ公表シ一般ヨリ候補者ヲ求メテ自大学ノミヲ選バザルコト。既ニ其ノ弊アリテ本学ハ二流大学トナリツツアリ。
	2	教授助教授選考方法の改善（全国帝大教授による候補者推薦制） 教授助教授ノ任命ニ當ッテハ先ツ全国帝国大学同専門教授ヨリ全国を見渡シテ最適任ト認メラレル者ヲ推薦セシメテ参考トシ以テ学閥ノ弊ヲ打破シ人物經濟ヲ図ル。但シ最後ノ決定ハ当該教室ノ教授会デ原案ヲ作り当該教授会デ之ヲナス。
	3	教授銓衡における人格的要素の考慮 教授ノ銓衡ニハ人格研究業績（必ズシモ多作ガヨイトハ限ラナイ、中ニハ多作デモ所謂ジャーナリテイクナ人モアルト思ハレルノデソノ内容ヲ同時ニ吟味スルコト）等ヲ考慮スルコト、研究業績ガ充分デモ人格ニ於テ欠ケル人ガアル様ニモ見受ケル。
	4	他帝大の教授を含む委員会による銓衡 委員会ニヨルベシ、委員ノ構成ハ理学部工学部ニ於テハ関係学科ノ教授全員及之ト同数ノ教授ヲ他ノ帝大ヨリ委嘱シ合議ノ上決定ス 法科文科医科ニ於テハ適當数ノ委員ヲソノ科ノ教授中ヨリ選ビ同時ニ之ト同数ノ委員ヲ他ノ帝大ノ教授中ヨリ委嘱スベシ

	5	教官候補者による講演の実施 教授助教授助手ノ三分ノ二以上出席ノ下ニ従来ノ自己ノ研究結果及将来ノ抱負等ニ就キ講演シ之ニ対シ参会者ハ就任ノ諾否ヲ投票シ多数決ニヨル。
	6	海外を含めた教授銓衡 教授ハ国内ノミナラズ廣ク海外ニモ求メルコト。
	7	学位の必須要件化 私情ノ介入ヲ妨グタメ学位ヲ獲得セルコトヲ要件トスベキナリ。
	8	所属教室教授会に一任 教授銓衡方法ハソノ所属教室教授会ニ一任スルヲ可トス。
	9	大教室制の採用／銓衡委員会の常置化 ほか 教授推薦ノ適正ヲ期スルタメニ、先ヅ教授制度ヲ改メ成ルヘク大教室制トスルコト然ラザレバ学部内ニ銓衡委員会ヲ常置シ且ツ必要ニ応ジ臨時委員ヲ関係教室又ハ近接教室ノ教授中ヨリ任命スルコト。尚被推薦者ノ資格ヲ定ムルコト(甲)学識(学位ノ有無)(乙)人格(丙)教育指導能力(丁)年齢等。
⑨定年制ニ就テ	1	教授の55歳以降の勤務を教官の投票により決定 教授ハ五十五歳ヲ以テ一度辞表ヲ出スコト教授助教授ノ投票ニヨリ其ノ後ノ勤務ヲ決定スルコト。
	2	研究しない教授の定年まで在職することへの疑問 教授ガ何事ヲ研究セズトモ定年迄ハ安閑トシテソノ職ニアリ得ルハ誠ニ不可解デアル。
	3	60歳停年制の即時実施 大学ノ停年制ハ他ノ大学ヨリ一、二年ヲソシ、退職金問題、既ニ解決セル以上コレヲ満六十オトシ直ニ実行スルコト。
	4	有能且つ健康な教授は70歳まで在職可 在来通り学内教授ノ自粛ノタメ自発的ノ申合セノ立前ヲトリ左ノ通り簡潔ナモノトスル(イ)大学ノ指導精神ニ問ヒ得ル能力ト健康トヲ保持スル教授ハ満七十才迄ハソノ職ニ止ルコトガ出来ル。(ロ)教授助教授ハ絶エズ自粛シテ(イ)ニ付キ反省シ其ノ能力ト健康トヲ保持スルニ至ラナイ時ハ即時辞表ヲ提出スルモノトス。(ハ)辞表ノ受理ノ可否ハ教授会及評議員会デ之ヲ決スル。(ニ)病的状態ヤ自惚ノタメ右ノ反省ヲ行ハナイ教授ガアル時ハ教授会ガ其ノ反省ヲ促ス。
⑩大学事務	1	研究室のための事務 研究室アツテノ事務室(大学本部ヲ含ム)ナルコトヲ銘記スベキデアル。
	2	大学の非能率性への懸念 官僚的、非能率的ナルコトハ大学ガ最タルモノノ様ニ思フ。
	3	事務の簡素化 事務ノ簡素促進方ヲ要望ス
	4	学生課の警察的姿勢への懸念 学生課ハ兎角警察的ナ目ヲ以テ学生ヲ見ル様ニ見エル(コレハ当ラヌ批評カモ知レナイ)殊ニ留学生ニ対スル時ソウ見エル。
⑪職員、学生ノ福利施設	1	職員組合の結成 職員ノ経済衛生、文化、趣味ニ至ルマデ組合ヲ作ルコト。
	2	学生生活の改善 学生ノ生活ニ就テ徹底的ニ改善ヲ加エルコト軍学校ノ学生程度ノ好遇ヲ與ヘルコト。
	3	学生寮の増設 学生ノ住居及食事ニ困難ヲ感ジテキルモノ多数アリ。至急農場付ノ寮ヲ大学トシテ設ケル必要ガアル、小規模ナモノヲ多数造ル、ガ望マシイ。
	4	消費組合の結成 学友会ヲ中心トシテ学生職員ノ福利増進ト家庭ノ安定食堂学生ノ寮等ノタメニ消費組合ヲ作ルコト。
	5	食糧確保のための部局設置 学生職員ノ生活ヲ護ルタメ一部局ヲ設ケ農村漁村ト連絡ヲトリ幾分デモ安価ナ物資ヲ入手之ヲ分配スベキデアル。

⑫その他 (学園開放)	1	公開講座の常設 公開講座ノ常設開設ヲナシ以テ一般人ノ教養向上ニ貢献スルコト。
	2	勤労青年向けの夜間授業開催 敗戦ニヨル国民生活ノ低下ハ大学ニ於テ悠々研究シウル境遇ヲ大多数ノ青年ヨリ奪ヒ去リタリ。夜間授業ニヨリ生業ノ閑暇ニ学ビウベキ機会ヲ與フルコト。
	3	国民講義の実施 国民講義ヲ行フコト。
	4	大学施設の一般開放 大学ノ施設(図書、教室、運動場等)ヲ公開スル必要アリ。

こうした意見は講座制の見直しという側面も持っているが、②の講座制に関する意見としては、「割拠主義」の打破と「講座ニ掣肘」されない研究の実施という観点から「大部門制」を取るべきとの意見が挙げられている。同時に「官制デハ教授ノ数ノミヲ定メ教授ノ担当スベキ講座大学内部ノ会議デ新設改廃ヲ自由ニスル様ニシ」と、具体的な講座の設置改廃については大学の裁量で自由にできるようにするべき、という意見も出されているが、これは④の「大学の自治」で述べられている「文部大臣ハ単ニ教育行政ノミヲ監督シ大学ノ教育方針ニハ干涉セヌコト」「学問ノ研究・発表ト教育ノ自由ヲ得ルコト。其ノタメニハ大学ハ国家カラ一定ノ経費ヲ得ル以外ハ全ク自治トシ文部省カラ独立シ職員モ官吏デナクナルヤウニスル」といった見解に通じるものと言えよう。

次に見ておきたいのが、大学学内の管理運営機構をめぐる意見である。これについては評議会や教授会のあり方への批判が語られる。評議会については「評議会ヲ廃シ全学教授会ヲ以テ正式ノ決定機関トセヨ」「評議会事務局ニヨル大学ノ運営ヲ廃シ官職ニヨルラナイ、職員全般及学生代表ニヨル大学運営機関ヲ設ケルコト」、教授会については「教授会ニ助教授、助手ノ発言シウル制度ヲ作ルコト」や前述の助教授会設置などといった意見が挙げられ、全体としてより広範な意見を集約できる形での意志決定を、という意見が多く見られる。

一方教育内容の改革に関する具体案は、教務にかかる事項が各学部にゆだねられ全学的な共通課題となりにくいという総合大学としての特性のためかあまり多くないが、医学部や工学部といった学部単位でのカリキュラム見直しの意見のほか、外国語教育の重視、他大学講義聴講のための一年二学期制の導入といった意見も出されている。それと同時に、教育を主任務とする教授と研究を主任務とする教授とに区分すべき、という意見も提示されている。これもまた前述した教授のあり方という問題にかかわる意見であり、大学教授のあり方という点が、「改革」を要する課題として強く認識されていたことの一つの表れと言えよう。

二 東北帝国大学大学振興委員会

本文書の前提となった各教官への意見照会はいつ頃行われたのであろうか。この点を考える手掛かりとなる記述が、昭和二十年八月十七日の評議会議事録にみえる。

八月十七日の評議会はいうまでもなく、八月十五日のポツダム宣言受諾発表を受けて開かれた臨時評議会で、「終戦後ノ対策ニ関スル件」として当面の対応方針が話し合われた。食糧増産、軍事教練の今後、空襲の焼跡整理、授業の再開等々の話題の中で、今後の大学のありかたについても話が及んだが、そのなかで熊谷総長が「コレカラノ大学ノ行クベキ道等ニツイテハ振興委員会デ更ニ研究シテミタイ」と発言している。前期の文書もまた「大学ノ今後ノ行方」についての文書であり、ここに、両者をつなぐものとして「振興委員会」なる委員会の存在が浮上

してくる。

ここでいう「振興委員会」とは、「東北帝国大学大学振興委員会」を指すものとおもわれる。この委員会は、昭和十五年九月設置された「東北帝国大学振興委員会」を改組する形で昭和十九年に設置された委員会である。

昭和十五年の「東北帝国大学振興委員会」は「東北帝国大学ノ振興ニ関スル事項」を審議する機関として設置された。同年九月十四日の評議会に於ける質疑によれば、財政、教育、研究にかかる案件も審議事項に含むものとされている⁶。委員会の会長は総長、委員は各学部長・学部長が推薦する各五名の教授、研究所長、教授たる学生課長が任命された。設置後間もない十月二十四日には、振興委員会のもとに設置された小委員会で検討・答申した修練組織の強化案について振興委員会が承認し評議会の議題にもあげられ、十一月十九日には振興委員会・評議会の合同会議で、十月二十八日に開催された帝国大学総長会議での議論などをふまえ「『修練組織の強化』に關スル東北帝国大学振興委員会小委員会ノ答申案」について意見交換・承認が行われた。その結果発足したのが「東北帝国大学報国会」であった。

もっとも、この修練組織の検討・発足以後の「振興委員会」の活動は、実はよくわからない。評議会等への答申なども特に見えず、特に積極的な活動をおこなった形跡はない。修業年限の短縮、科学研究動員体制の確立、学徒勤労働員の強化などへの対応に追われる中で十分な活動を展開できなかったのであろうか。

昭和十九年十一月、こうした状況の中で評議会に諮られたのが、従来の「東北帝国大学振興会」を「東北帝国大学大学振興会」へとあらためる規程案であった。この改変について、改正案が審議された十一月二十八日の評議会では、熊谷総長から次のような説明がおこなわれた⁷。

四、東北帝国大学振興委員会規程中改正ノ件

熊谷総長 戦後ノコト又戦争ガ更ニ長期戦トナル場合等ヲ考ヘ戦争平和夫々ニ処シテ大学ノ進ム可キ道ヲ考ヘ種々ノ問題ヲ審議セントスルノガ目的デアル。庶務課長ニ朗読サセル。

石澤庶務課長規程案ヲ朗読

熊谷総長 大阪帝大ニ振興委員会ガアル、京都帝大デモヤツテキル、大学ノ色々ノ問題ニ就テ論議シテキル

廣濱法文学部長 改正ニナツタラ現在ノ委員ハドウナルカ

石澤庶務課長 現在ノ委員ハ一応解任シテ改メテ命ズルコトニナラウ

廣濱法文学部長 実施ハ何時カラヤルカ

熊谷総長 十二月一日ヨリ実施ノコトニシマセウ

一同了承

先行きの不透明な戦争の状況に対して、「戦争平和夫々ニ処シテ大学ノ進ム可キ道」を審議するためであること、大阪帝大や京都帝大で設置されている同様の委員会になったものである旨が述べられている⁸。

この改正は(1)従来の委員会が「東北帝国大学ノ振興ニ関スル事項」を審議するものであったのに対し「大学制度並ニ東北帝国大学ノ振興ニ関スル事項」と、「大学制度」を審議事項に加え、同時に委員構成も①学部長②各学部長推薦の5名③研究所長④教授たる学生課長としていた②の部分「適任と認める者」とし③を削除。②は学部長推薦という形が無くなっており、人選においては総長が直接おこなうことが可能な形態になっている。その後熊谷は昭和二十年

三月十三日の評議会でも、熊谷総長は、今後の戦局の進展にともない発生する諸問題の内、原理的な問題は振興委員会で、具体的な問題は評議会や学部長会議で審議する旨を述べている⁹。熊谷の意向としては、評議会や学部長会議と別に、総長のリーダーシップの下に今後の「大学制度」改革のありかたを方向付ける議論をおこなう場を設けることに主眼があったものと思われる。

「大学振興委員会」のメンバーについて全容が判明するのは昭和二十三年二月時点のメンバーのみであり二十三年時点では「適任と認める者」として別表3の教官が挙げられている¹⁰。設立時点や昭和二十年二月時点でのメンバーは残念ながらわからないが、後述のように昭和21年初頭に熊谷が総長職を退いて以降「大学振興委員会」が実質的な活動をおこなっていた形跡はうかがえず、よってこのメンバーが昭和20年段階から継続して委員に名前を連ねていた可能性はあろう。一見してわかるように、法文系は1名のみ。学部長・学生部長を加えても2名のみ。あるいは退職等によって辞任した者もいるかもしれないが、それにしても医学系・工学系の教官にかなりの比重があることは明らかであろう。

さて、二十年八月十七日の評議会で熊谷は「コレカラノ大学ノ行クベキ道等ニツイテ」振興委員会で研究すると述べたが、その振興委員会でおこなわれた議論の成果が評議会に諮られた事例が、ひとつだけであるが確認できる。それが昭和二十年十二月十八日の評議会で諮られた「教授候補者選定ニ関スル件」である¹¹。ここでは「従来振興委員会ニヨリ種々

研究サレテ参リマシタ」議論をまとめた規約案として①「教授候補者選定規約案」と②「教授再選定規約案」という2つの規約案が提案された。「教授候補者選定規約」では、教授を構成員とする協議会から銓衡委員を選出し、銓衡委員会で候補者若干名を選出したのち協議会に報告。協議会では教授の投票により候補者に順位をつける、という方式である。熊谷に依ればこれは「大体医学部デ實際ニヤツテ居ル方法」で、熊谷としてはこれを全学部に適用したいという提案をおこなっている。評議会の議論の中では、とにかく実施してみようという意見の一方で、特に理学部や法文学部で実施が難しいという意見も出されている。

しかしそれ以上に慎重な意見が相次いだのが、「教授再選定規約案」の方であった。

【資料1】教授再選定規約案

教授再選定規約案

一、教授在職満十ヶ年ニ至ル時ハ尚教授銓衡方針ニ合致スルヤヲ再確認スル為再選定ヲ行フ

教授ハ在職満十ヶ年ニ至ルーヶ月前ニ一旦辞表ヲ提出ス

二、学部長ハ全教授ヨリナル再選定協議会ヲ開キ無記名投票ニヨリテ再選定ノ可否ヲ決ス

三、協議会ニ於テ三分ノ二（四分ノ三、二分ノ一又ハ三分ノ一）以上ノ票数ヲ得タルモノヲ以テ再び選定セラレタルモノトス

教授は在職十年に達する一ヶ月前にいったん辞表を提出し、これに対し教授全員で構成され

表3 昭和23年2月時点での「大学振興委員会」メンバー(学部長及び学生部長除く)

石川総雄	教授(理)
吉井義次	教授(理)
大里俊吾	教授(医)
伊藤実	教授(医)
正宗一	教授(医)
本川弘一	教授(医)
渡辺寧	教授(工)
抜山四郎	教授(工)
成瀬政男	教授(工)
佐藤知雄	教授(工)
中川善之助	教授(法文)
大久保準三	科研所長
沼知福三郎	速研所長

る「再選定協議会」が開催され、無記名投票によって再選定の可否を決める、というものである。熊谷の発言によれば「長イ間二人ガ変ル、途中デ勉強シナクナルモノモ出得ル、一旦教授ニナルト安泰デ定年マデ行ク。ソレデハ振興デナクナル、此ノコトカ振興委員会デモヨク問題ニナリマシタ。何ラカ方法ガナケレバナラント言フコトデ、或ル年限ニ到達スルト辞表ヲ出ス、ソ連デ行ハレテ居ル方法ヲ参考トシテコンナ案ガ出来タ。」とのことで、さらに「先輩ニ問フテミタガ大賛成、又文部大臣、学校教育局長等ニモ質シマシタガ大変良イコトダトノ賛成シテ居ツタ、之ガ大学ヲ振興サセル基礎ニナルト思フ」と、熊谷としては乗り気の提案であったようである。

これに対しては、「(辞表の提出を)ドウシテ納得サセルカガ問題デス」「採ル場合ハヨイガヤメル場合人情上ドウカト思フ」「派閥ヲ生スル恐レガアル」「コノ方法デハ誰モ来テクレナイト思フ」と、反対意見が相次いで出された。教授の投票による方式ではなく「総長ノ下ニ数人ノ責任者ヲ置イテソレニヨツテ決定」「評議会ニモツト強ク権限ヲ與ヘテ総長ト評議員デ決定」といった案も提示されたが、当日議決された様子はいかがえず、前者の教授候補者選対規約案とともに、結論は出されなかったようである。

実は、「教授再選定規約案」の内容とほぼ同一の案が、先に挙げた「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策ノ件」のなかにも記されている。このこともまた、熊谷総長による各教授・助教授への「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策ノ件」の諮問が、振興委員会の活動と不可分のものであることを示している。

では「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策ノ件」の諮問がいつおこなわれたのか。筆者は、八月一七日評議会以降、この振興委員会での議論の素材として、意見聴取がおこなわれたのではないかという可能性を考えたい。評議会を通じた意見集約ではなく、総長が直接意見を集めこれを振興委員会にかけ、というありかたに、総長主導によって「改革」を進めようとする意志が強く感じられる。

三 昭和十九年の教官アンケートと「大学振興委員会」

こうした形で全学の教官に総長が直接意見を求める、という方式は、実は前年の昭和十九年八月にもおこなわれている。東北大学史料館には、その際に各教官が提出したアンケートの回答そのものがまとまった形で遺されている。現在この文書は『勤労働員等に関する教官の意見』という名称で登録・公開されている。アンケートの設問は、回答内容から復原すると(1)学徒勤労働員と大学教育の関係、(2)戦時下の学術研究のありかた、(3)その他大学制度について改革すべき事項、といった3項目であったと推定される。(1)(2)は昭和十九年八月という時期の状況を反映した内容であるが、一方で教育研究や管理運営に関する制度そのものについての意見も求められていると見られる。前述したように従来の「振興委員会」を改めた「大学振興委員会」が発足したのはこの年十一月のことであり、熊谷総長はこの「大学振興委員会」において、十九年夏に行ったアンケートを検討の素材として活用しようとしていた可能性が考えられる。実際アンケート回答の中には「総長の下に教授の意志を結集する施策をとるべき」(医学部教官)「総長中心主義を一層強化すべき」(理学部教官)といった総長主導によるトップダウン式の学内運営を唱える意見もみられ、「大学振興委員会」の設置もこのアンケートと連動している可能性がある。

アンケートの内容は多岐にわたり、また戦時下と戦争終結後という状況の相違もあるので、その詳細な検討はまた別の機会に譲るが、先に見た「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策ノ件」や大学振興委員会での議論との関わりという観点からながめると、やはりこれに連なっていく意見が所々に散見されるように見える。このアンケートの中から「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策」に通じる意見を拾い出しまとめたのが表4である。

表4 昭和十九年アンケート回答における「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策」に通じる意見（抜粋要約）

教官の所属	意見内容
理学部	・理学部の教室制度を改め少数の学科に多くの講座を含ませるべき。個人的偏執・我執による弊害を防ぐ。科長は総長・学部長が科内の意向をふまえ任命。
理学部	・停年制はよいが、少数の一流研究者には七十歳くらいまで現職を続けさせるべき
理学部	・科学雑誌の印刷確保のため出版会を鞭撻せられんことを希望
理学部	・日本の教授は地位が安定しているため講義以外の努力をしなくなる。これを除くため、事なかれ主義を排し、学内の褒貶を明確にする必要がある
理学部	・現在の教室制度は教授に余りに強い権限を与えている。教授の頭一つ、口一つで教室の人事がすべて自由になるというのは考えがたい。
医学部	・停年に近い学者に時局を認識させ学問に対する倦怠より復活させるべき
法文学部	・戦後は諸外国（特にソビエト）研究が肝要
法文学部	・講座制度の再検討（割拠主義の弊害／人事の停滞）
法文学部	・講座制度の再検討／講座間・大学間の研究者の交流が必要
法文学部	・教官を、研究を主とする者と教育を主とする者に区別する ・国際部の設置（諸外国との研究交流）

たとえば少数の学科に多くの講座を含ませるという講座制・教室制度の改変や教授が権限を独占することへの批判、業績の不十分な教授の処遇など、講座制度・教室制度や教授の地位をめぐる議論はすでにこのアンケートの中にも多く含まれていた。「教官を、研究を主とする者と教育を主とする者に区別する」（法文教授）という意見も、先にみたように「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策」に見られるものであった。

もちろんこのアンケートには、戦時下という時代性も色濃く反映されており、「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策」との断絶を感じさせる意見も少なくなく、両者の相違についてももちろん注目していく必要がある。しかしその意味では、戦後すぐにおこなわれたと見られる「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策」に関する意見照会は、ある意味この昭和十九年のアンケートを、戦争終結－敗戦という状況の変化に即してやり直したもの、という性格を持っているように思われ、ある意味戦時体制下の延長にあるものであった。

おわりに－「振興委員会」の挫折と戦後大学改革

「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策」がまとめられ各教官に配布された昭和二十一年一月という時期、すでに熊谷は総長職を退くことが決まっていた。実は熊谷が総長職を退くことを公にしたのは、前記の教授銓衡に関する評議会の議論がおこなわれた直後の昭和二十年十二月二十一日のことである（『河北新報』）。そうした観点から見ると、十二月十八日の評議会に二つの規約案が諮られたのは、熊谷総長の主導で実現しようとした大学制度「改革」のうち、従前から最も重要な懸案と考えていた課題の一つを、総長退任を前に、一種の置き土産とすべく実現を図ったもの、ということができるかもしれない。前述のように結局この案は採決されなかつ

たが、「大学ノ革新振興ニ関スル具体的方策」は、この教授銓衡の問題を含む、熊谷総長が「大学振興委員会」を核に検討・推進を構想しながらも着手できなかった種々の課題を総括し、今後も継続検討課題として引き継がれることを意図して作成されたものと思われる。

熊谷退任後の、昭和二十一年二月十九日¹²の評議会では「教授銓衡その他に関する件」という議題が立てられているが、そこでは佐武安太郎新総長より、二月五日に文部省でおこなわれた帝国大学総長会議における安倍能成文部大臣の話として「文相は免黜のことも考へねばならないが教授銓衡には非常に力を入れて貰ひたい特に骨を折ってくれとのことであった、教授の銓衡に助教授を加へない、又弱体教授をどうするかの問題があるが今混雑してゐる際故後日の問題として今日は銓衡の方に特に力を入れて欲しい、阪大理科での現任教授の信任投票に対しては或大学にては評判悪しき由とのことであった」との報告が為され、評議員の一人から出された「前ノ評議会デ議題ニナツタ教授銓衡案ハドウシタノカ」という質問に対しては総長から「皆様ト一緒ニ更ニ研究ノ上何レトモ定メタイ」、と、事実上先送りする旨回答があった。「大学振興委員会」のほうは、前述したように昭和二十三年二月の時点で一応存続しており、形式上は熊谷の退任後も存置されたようであるが、実際に機能していたことを示す資料は無い¹³。

以後の東北大学の戦後改革は、国政レベルで急速に進められた戦後大学改革への対応い追われる形で進められていくことになる。その過程、さらにはその後の大学「改革」の流れのなかで、本稿で述べた学内の「改革」への意見はどのように関わるのか。これらについては今後の課題としたい。

注

- 1 『東北大学百年史』通史編第一巻 第四編第一章
- 2 海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革第9巻 大学教育』（1969年東京大学出版会）
- 3 鳥井朋子『戦後初期における大学改革構想の研究』（2008年多賀出版）
- 4 岡田大士「東京工業大学における第二次大戦直後の大学改革－『東京工業大学刷新要項』成立過程とその評価』『科学史研究』40,2001年 など
- 5 中村吉治文書 I -4-4、鈴木廉三九文書3/59-1（仮番号）。鈴木廉三九文書は2012年12月現在目録未公開であるが、すでに『東北大学百年史』で存在を公表している。鈴木文書においては各教授・助教授宛の送付状と本文があるが、中村文書には本文のみがおさめられているので、以下の記述でも送付状に関する部分は鈴木文書によっている。一方本文については中村文書所収の資料の方が印刷が鮮明であるため、こちらは中村文書によっている。
- 6 昭和十五年九月十四日評議会議事録（東北大学史料館蔵）。『東北大学五十年史』はこの委員会を、「国民精神総動員東北帝国大学実行委員会」（昭和14年11月21日評議会で決定）の有名無実化に伴い設置されたものと位置づけている。
- 7 昭和十九年十一月二十八日評議会議事録
- 8 京都帝大の委員会として該当すると思われるのは、昭和十五年一月二十五日評議会で評議会の下に設置された「大学制度調査会」設置である。しかしこの委員会は同年七月までしか活動していないらしい（『京都大学百年史』総説編）。
- 9 昭和二十年三月十三日評議会議事録（東北大学史料館蔵）
- 10 昭和二十三年二月三日評議会議事録（東北大学史料館蔵）
- 11 昭和二十年十二月十八日評議会議事録（東北大学史料館蔵）

- 12 昭和二十一年二月十九日評議会議事録（東北大学史料館蔵）
- 13 同時期、東京帝国大学では昭和二十一年一月一五日評議会で「大学ノ教育及研究ノ振興ニ関スル件」として新総長南原繁が「大学ノ教育振興」に関する意見を各委員に求め、以後継続して評議会で議題に挙げられ数々の提案が行われている（『東京大学百年史』通史二 第六編第四章）

〔付記〕本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金による基盤研究（C）「戦時下の帝国大学における研究体制の形成過程とその実態に関する研究」（課題番号22530809 研究代表者 吉葉恭行）による成果の一部である。